教育委員会の現状に関する調査(平成25年度間)

1. 調査の概要

〇実施時期

平成26年10月

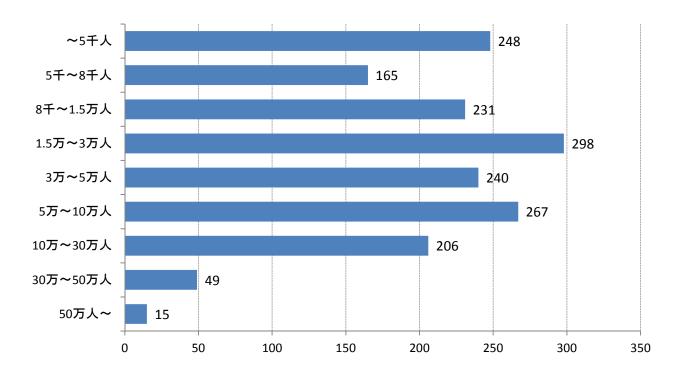
〇調査対象

全都道府県・指定都市(67)、市町村教育委員会(1,719)(特別区、広域連合及び共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。)

【対象期間】

平成25年度間又は平成26年3月1日の状況

〇市町村規模別母数



2. 主な調査項目

- (1)教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信
 - ①教育委員会会議の開催回数
 - ②教育委員会会議の開催時間
 - ③教育委員会会議の傍聴者の状況
 - ④教育委員会会議の議事録の作成・公表状況
 - ⑤教育委員会会議の運営上の工夫
 - ⑥所管施設の訪問
 - ⑦広報・広聴活動
 - ⑧教育行政相談の状況
- (2)教育委員の選任
 - ①選任方法の工夫
 - ②教育委員への保護者の選任
 - ③スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任
 - ④教育委員及び教育長の再任回数
 - ⑤教育委員長の再任回数
 - ⑥教育長が不在となった事例
 - ⑦教育長の在任期間(前任)
 - ⑧教育長の教育委員としての選任における議会同意プロセス
- (3)教育委員の研修
- (4)教育委員会と首長との連携
 - ①教育委員会と首長との意見交換会の実施
 - ②地教行法第24条の2の規定によるスポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化
 - ③教育委員会より首長部局への事務委任・補助執行の状況
 - ④都道府県の教育委員と域内市町村の教育委員との意見交換会の実施
- (5)教育委員会の事務処理体制
 - ①市町村における事務の共同処理
- (6)教育委員会の活動状況についての点検・評価
 - ①点検・評価の実施状況
 - ②学識経験者等の知見の活用状況
 - ③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況
- (7)学校の裁量拡大
 - ①学校管理規則の見直し状況
 - ②学校裁量予算についての取組状況

3. 結果の概要

(1)教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

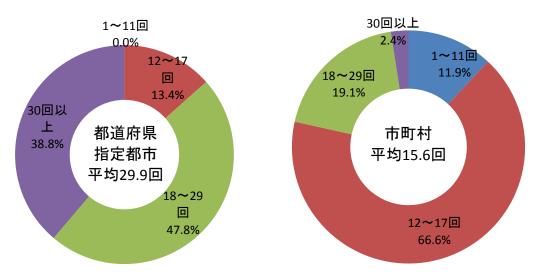
①教育委員会会議の開催回数

教育委員会がその役割を発揮していくためには、地域住民の意向や所管機関の状況を的確に把握し、活発な議論に基づいて意思決定を行っていくことが重要であるとともに、地域住民への説明責任を果たしていくことが求められる。

平成25年度間の教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の平均開催回数は、都道府県・指定都市で29.9回(平成24年度比:+0.1回)、市町村で15.6回(同:+0.2回)であり、【図1】のとおりとなっており、引き続き活発な開催が期待される。

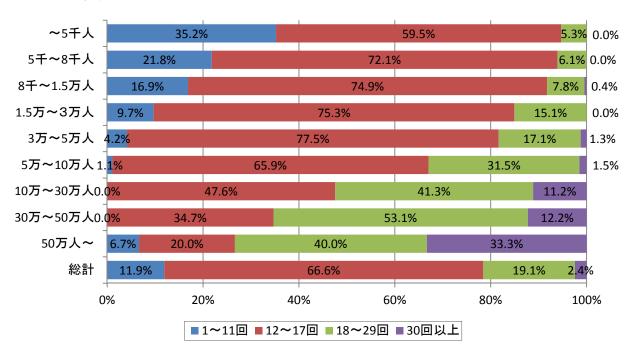
また、教育委員会会議の開催回数を市町村の規模別に比較すると、人口規模の大きい市町村ほど開催回数が多くなっている。

【図1】教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の開催回数



※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある(以下の各図表において同じ)。

(市町村規模別データ)



②教育委員会会議の開催時間

教育委員会会議(委員協議会等を含む。)1回当たりの平均開催時間は、都道府県・指定都市で1.6時間(平成24年度:1.7時間)、市町村で1.6時間(同:1.6時間)となっている。教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均は、都道府県・指定都市で51.8時間(平成24年度:53.5時間)、市町村で24.5時間(同:24.7時間)となっている。【表1】

【表1】教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の開催時間

○教育委員会会議1回当たりの平均開催時間(時間)

都道府県·指定都市	市町村
1.6	1.6

○教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均(時間/年)

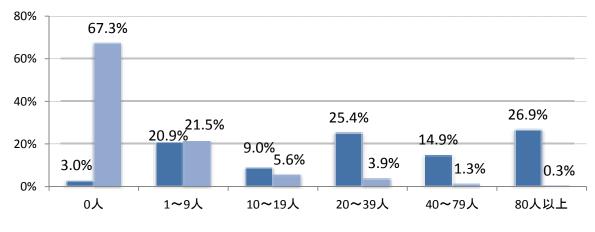
都道府県·指定都市	市町村
51.8	24.5

③教育委員会会議の傍聴者の状況

教育委員会会議は原則公開とされている(地教行法第13条第6項)が、教育委員会会議の年間傍聴者総数は、都道府県・指定都市では平均64.9人(平成24年度:62.1人)、市町村では3.7人(平成24年度:3.4人)である。

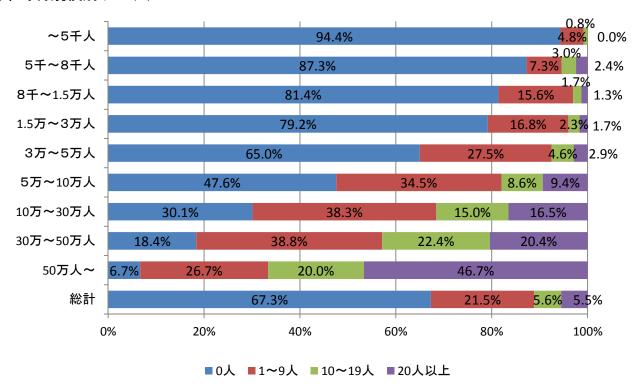
都道府県・指定都市において、年間傍聴者総数が20人以上である教育委員会の割合が67.2%(平成24年度:71.2%)となっている一方で、市町村においては、年間傍聴者総数が0人である教育委員会の割合が67.3%(同:68.3%)となっている【図3】。

【図3】教育委員会会議の年間傍聴者総数(全教育委員会数に占める割合)



■都道府県・指定都市 ■市町村

(市町村規模別データ)

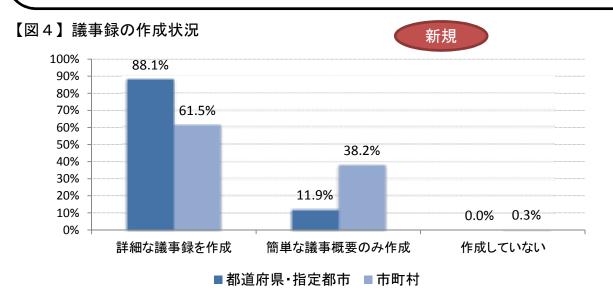


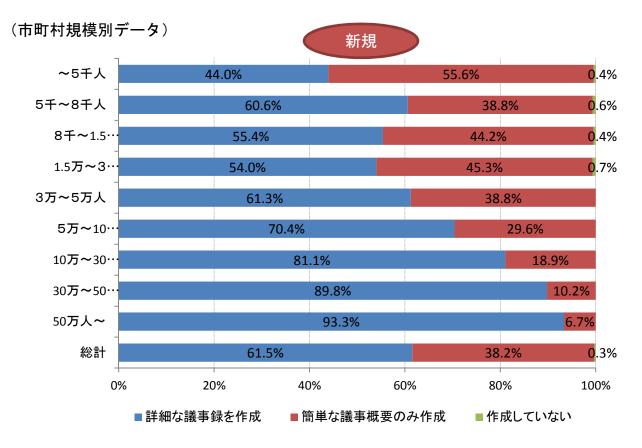
④教育委員会会議の議事録の作成・公表状況

教育委員会会議の議事録もしくは議事概要を作成している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%、市町村において99.7%となっている【図4】。

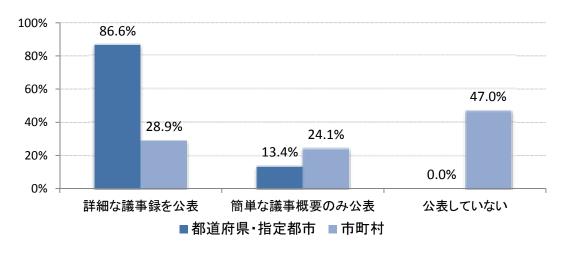
議事録もしくは議事概要を公表している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%(平成24年度:100%)、市町村において53.0%(同:51.2%)となっている【図5】。

議事録もしくは議事概要の公表方法については、都道府県・指定都市においては、ホームページ (ホームページ及び冊子等の作成を含む)による教育委員会が100%(平成24年度:98.5%)、市町村に おいては、冊子等の作成による教育委員会が19.1%(平成24年度:22.3%)、ホームページ(ホームペー ジ及び冊子等の作成を含む)による教育委員会が33.8%(平成24年度:29.0%)となっている【図6】。

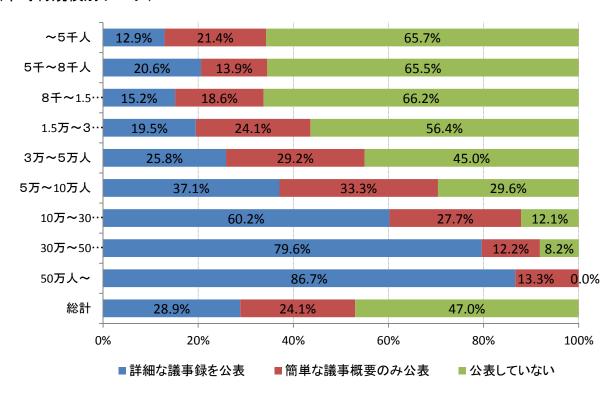




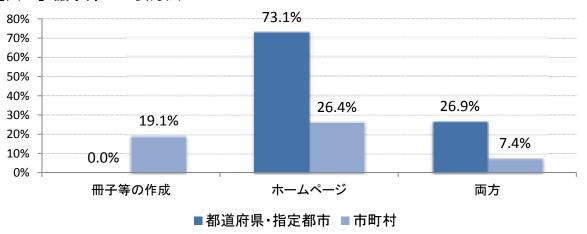
【図5】議事録の公表状況



(市町村規模別データ)



【図6】議事録の公表方法



⑤教育委員会会議の運営上の工夫

地域住民の意向をより一層教育行政に反映したり、教育委員会会議での議論を深めたりするためには、開催時間や場所等の運営方法に工夫が求められる。また、教育委員会会議の議題について、教育委員に事前に資料を配布したり、事前勉強会を実施したりするなどして、教育委員会会議をより活発にしていくことや、教育委員自らの提案による議題の設定などにより、教育委員のリーダーシップを発揮していくことが期待される。今後とも、各教育委員会においては教育委員会会議の運営に様々な工夫を講じていくことが必要である。なお、多くの項目において都道府県・指定都市よりも市町村の取組がより低調となっており、市町村教育委員会においてなお一層運営上の工夫が行われることが望まれる【表2】。

【表2】教育委員会会議の運営上の工夫

【衣と】教育安貞云云識の建呂工の工大		
	都道府県 指定都市	市町村
①土日・祝日の開催	4.5%	5.9%
	(7.5%)	(6.3%)
②夕方以降の時間帯(17:00~)の開催	14.9%	15.0%
②グガメ降の時間市(17.00~)の開催	(7.5%)	(15.2%)
③傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催	11.9%	11.4%
少方応有が多数八场でさる、八成侠な云场での 用惟	(13.4%)	(9.4%)
○ \$	16.4%	21.3%
④移動(出張)教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	(23.9%)	(20.1%)
⑤教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした	70.1%	13.1%
事前勉強会の開催	(73.1%)	(11.5%)
⑥教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員から	10.4%	10.0%
の提案に基づき議題を設定	(10.4%)	(11.0%)
⑦教育委員会会議開催前の事前資料の配布	94.0%	68.5%
○ 教育委員云云議開催削の事削員科の能布	(94.0%)	(65.2%)
⑧教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホーム	97.0%	40.5%
ページに掲載するなどして積極的に告知	(97.0%)	(36.8%)

^{※()}内は平成24年度間の数値。

〇その他の工夫の例

- ・教育委員会会議に各学校長が出席し、各学校の様子を報告、校長・教頭が会議を傍聴
- ・学校行事の開催に合わせて教育委員会会議の日時を設定し、会議を学校で開催
- 教育委員会会議の定例日を設定
- 定例会終了後、事務局職員による事業説明と意見交換を実施
- ・教育委員会会議の開催を、広報紙や公共施設の案内板、防災無線などで市民に周知
- ・教育委員からの提案により、定例会とは別途懇談会を開催 など

⑥所管施設の訪問

教育委員(教育長のみの場合を除く。)が学校を訪問した年間平均回数は、都道府県・指定都市で21.7回(平成24年度:20.3回)、市町村で2043回(同:19.6回)となっている。また学校以外の所管施設の訪問については、都道府県・指定都市で4.1回(平成24年度:3.0回)、市町村では3.1回(同:3.1回)となっている【図7】。

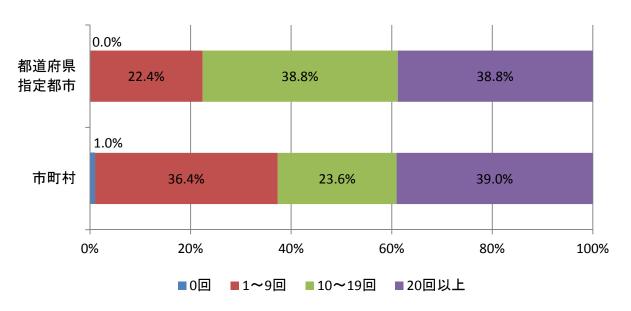
【図7】教育委員の所管施設訪問

〇 学校を訪問した年間平均回数

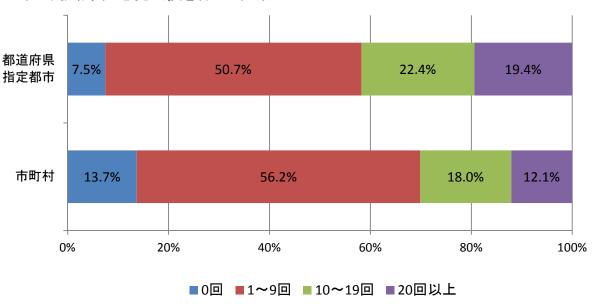
都道府県•指定都市	市町村
21.7	20.4

前年:文章のみ

○学校への訪問回数の分布



○上記のうち、教職員と意見交換を行った回数

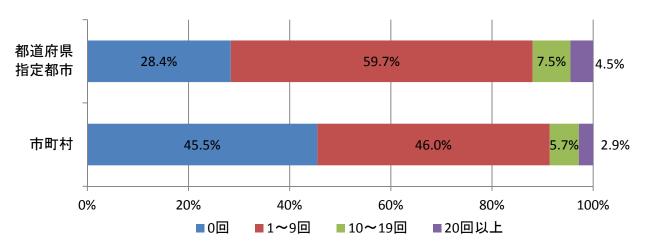


〇 学校以外の所管施設を訪問した年間平均回数

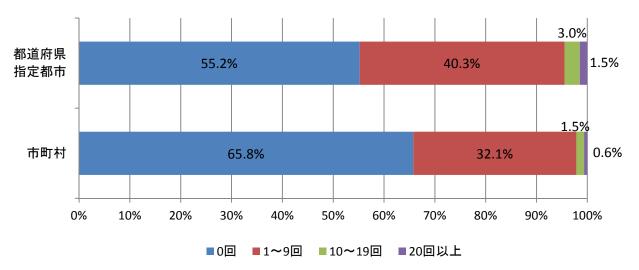
都道府県·指定都市	市町村
4.1	3.1

前年:文章のみ

- ※学校以外の所管施設とは、図書館や博物館、公民館などを言う。
- ○学校以外の所管施設への訪問回数の分布



○上記のうち、職員と意見交換を行った回数



⑦広報・広聴活動

教育委員会の行う広報・広聴活動は、広報紙での周知・ホームページの活用・広聴会やアンケートの実施等様々な媒体を利用して行われており、いずれの項目も前年度から増加している【表3】。また、これら以外にも、「教育委員会事務局に寄せられた保護者や地域住民の意見・要望等を教育委員会会議で紹介する」、「保護者や地域住民等との意見交換会(公聴会、住民懇談会等)を行う」、「世論調査・アンケートを行う」などの方法により、保護者や地域住民の意見等を聴取している教育委員会の状況を【図8】に示している。

【表3】広報・広聴活動の状況

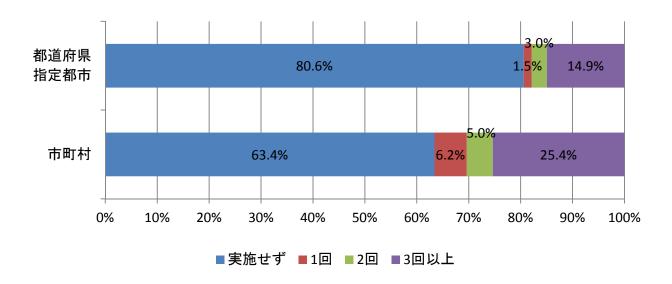
前年比較追加

	広報紙	ホームページ	パンフレット ポスター作 成	TV・ラジオ・ 新聞・雑誌 等の活用	モニター制度
都道府県・指定都市	95.5%	100.0%	91.0%	86.6%	17.9%
部 但 的 示	(86.6%)	(100.0%)	(83.6%)	(83.6%)	(13.4%)
市町村	62.6%	70.3%	29.3%	20.8%	2.9%
ነበ መነ ሊብ	(53.8%)	(64.1%)	(20.7%)	(13.6%)	(2.8%)

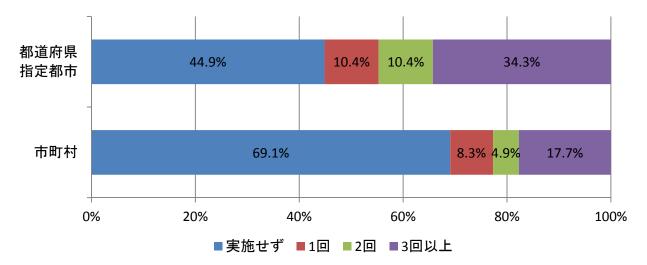
※()内は平成24年度間の数値。

【図8】保護者や地域住民の意見等の聴取状況

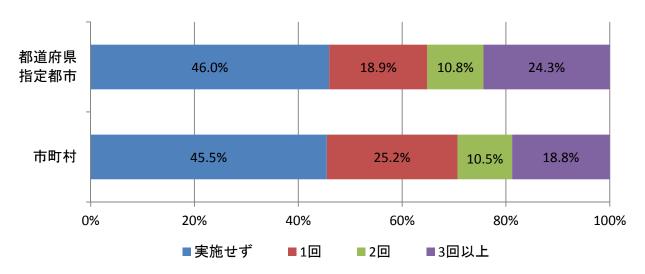
○教育委員会の会議で学校や事務局に寄せられた意見等を紹介した回数



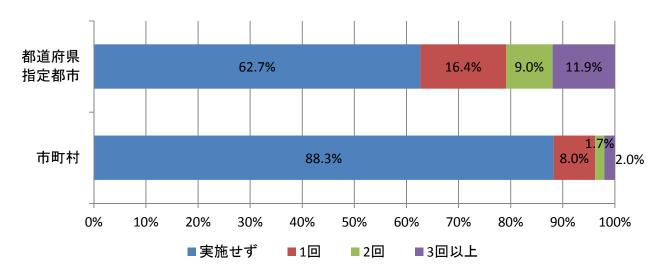
〇保護者や地域住民の意見等を聴取し、意見交換を行った回数(公聴会等)



〇上記のうち、教育委員(教育長のみの場合を除く)が参加した回数



〇保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取する世論調査・アンケート等を実施した回数

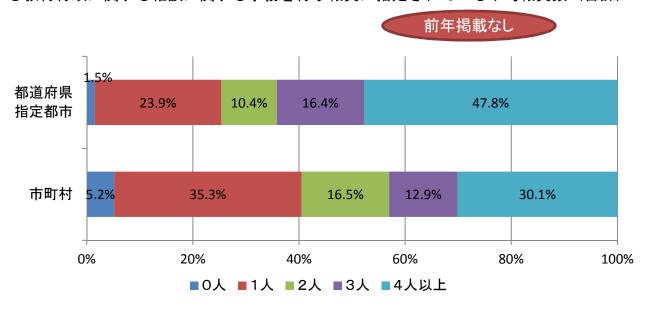


⑧教育行政相談の状況

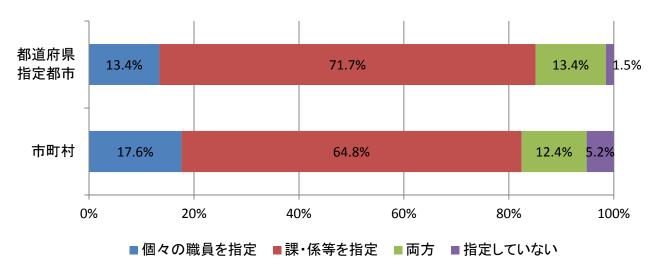
地教行法第19条第8項では、教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定しなければならないことが規定されている。平成25年度間においては、都道府県・指定都市では98.5%(平成24年度:98.5%)、市町村では94.8%(同:91.4%)の教育委員会で、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定している【図9】。

【図9】教育行政相談の状況

○教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定されている平均職員数(合計)



○教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定方法



(2)教育委員の選任

①選任方法の工夫

教育委員に適材を得ることは、活力ある教育行政を実現するために不可欠である。このため、年齢、性別、職業等に偏りのない多様な委員構成の確保などをはじめ、各地方公共団体において適材確保のための工夫を進めていくことが重要である。

教育委員の選任の工夫の一つとして、公募を行う例があるが、応募者の中から選任された教育委員及 び教育長が平成26年3月1日時点で在任している教育委員会は次のとおりとなっている【表4】。

【表4】公募を行い、応募者の中から選任された教育委員又は教育長が平成26年3月1日時点で在任している教育委員会

〇教育委員

大阪府、大阪府大阪市、大阪府堺市、北海道函館市、埼玉県富士見市、千葉県四街道市、千葉県野田市、千葉県流山市、東京都八王子市、東京都立川市、東京都町田市、東京都多摩市、神奈川県海老名市、長野県南牧村、三重県松阪市、滋賀県草津市、滋賀県日野町、滋賀県彦根市、大阪府泉佐野市、大阪府箕面市、兵庫県宝塚市、奈良県奈良市、山口県山陽小野田市、徳島県石井町、佐賀県武雄市、沖縄県伊平屋村

計 26 団体

〇教育長

青森県十和田市、長野県南牧村、長野県富士見町、奈良県上牧町、徳島県石井町

計 5団体

※公募を行ったときの地方公共団体名を記載。

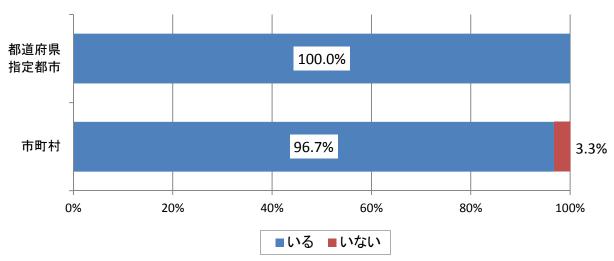
②教育委員への保護者の選任

平成19年に改正された地教行法では、平成20年4月1日以降に教育委員を任命するに当たっては、委員のうちに必ず保護者が含まれるようにしなければならないこととされている。

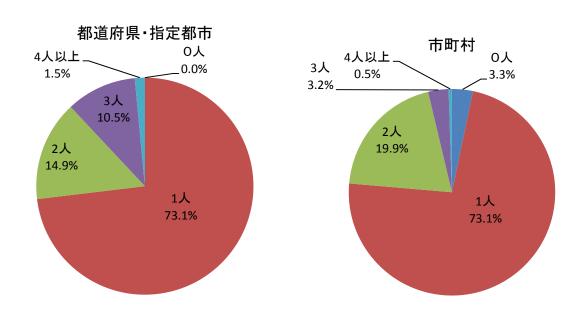
平成26年3月1日時点の教育委員への保護者の選任状況についてみると、教育委員の中に保護者が含まれている教育委員会の割合は、都道府県・指定都市で100%(平成24年度:98.5%)、市町村で96.7%(平成24年度96.1%)となっている【図10】。

【図10】教育委員への保護者の選任

〇保護者委員の有無

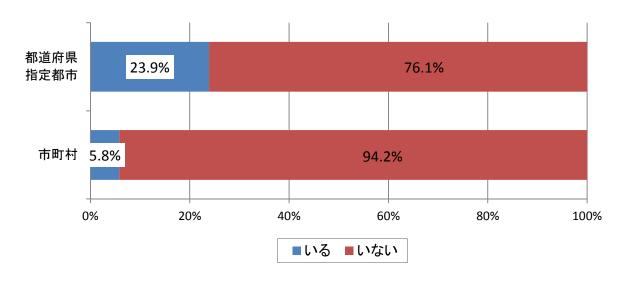


〇保護者である委員の数

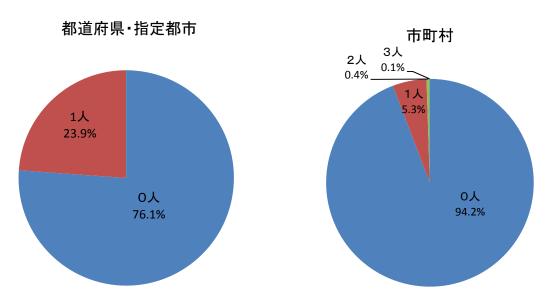


平成26年3月1日時点の教育委員の中に、スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任を行った教育委員が含まれている教育委員会の割合は、都道府県・指定都市で23.9%、市町村で5.8%となっている【図11】。

【図11】スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任 〇スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとした選任の有無



〇スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任された委員の数



④教育委員及び教育長の再任回数

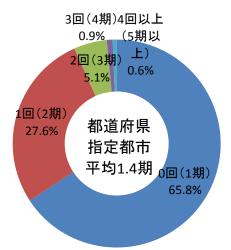
教育委員の任期は4年となっているが、平成26年3月1日時点の教育委員及び教育長の再任回数(連続して選任された場合に限る)については、【図12】のとおりである。

教育委員(教育長を除く)1人当たりの平均在任期間は都道府県・指定都市で1.4期(平成24年度:1.4期)、市町村で1.8期(同:1.7期)となっている。

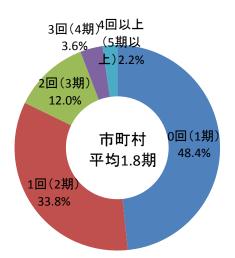
また、教育長にあっては、平均在任期間が都道府県・指定都市で1.4期(平成24年度:1.4期)、市町村で1.7期(同:1.6期)となっている。

【図12】教育委員及び教育長の再任回数

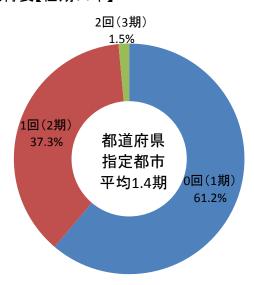
〇教育委員(教育長を除く。)【任期:4年】

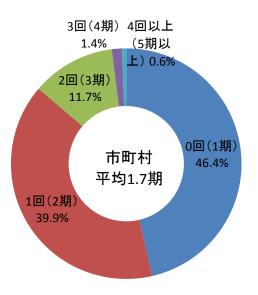


※平成26年3月1日時点の教育委員について集計 ※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす ※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算



〇教育長【任期:4年】





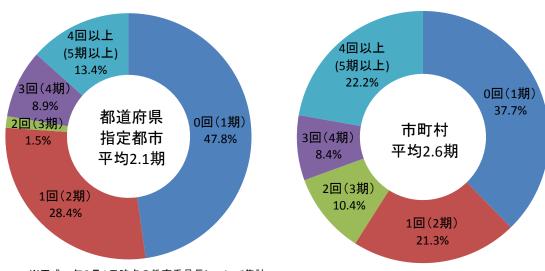
⑤教育委員長の再任回数

教育委員長は教育委員のうちから選挙により選ばれ、その任期は1年となっている。平成26年3月1日 時点の教育委員長の委員長としての再任回数(連続して選任された場合に限る)については、【図13】の とおりである。

教育委員長1人当たりの平均在任期間は都道府県・指定都市で2.1期(平成24年度:2.1期)、市町村で2.6期(同:2.5期)となっている。

毎年委員長を輪番制にしているところや、同じ教育委員が継続して教育委員長を務めているところな ど、教育委員会によって様々な運用が見られるが、全体としては、委員長は複数期務める傾向にある。

【図13】教育委員長の再任回数【任期:1年】



- ※平成26年3月1日時点の教育委員長について集計
- ※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす
- ※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算

⑥教育長が不在となった事例

新規

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、3ヶ月以上教育長が不在となった事例がある教育委員会数は、市町村で99教育委員会となっている。

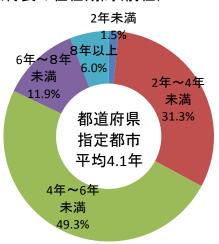
- 3ヶ月以上教育長が不在となった理由を尋ねたところ、主なものとして、次の理由が挙げられている。
- ・教育長への就任を予定していた者が、教育委員としての議会同意を得られなかった。
- ・突然の辞職により、後任の候補者の選任に時間を要した。

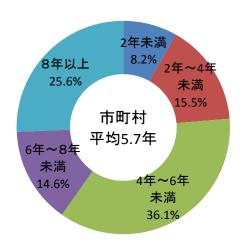
(7)教育長の在任期間(前任)

新規

1人の教育長が通算して何年在任しているかを把握するため、平成26年3月1日時点において在任している教育長の前任の教育長の在任期間を調査したところ、1人当たりの平均在任期間は、都道府県・指定都市で4.1年、市町村で5.7年となっている【図14】。

【図14】教育長の在任期間(前任)



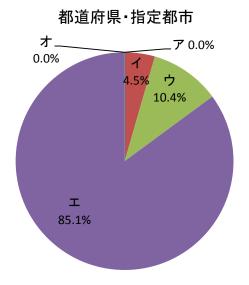


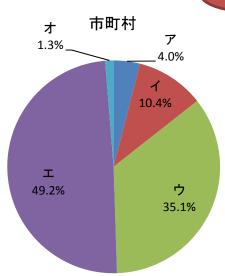
⑧教育長の教育委員としての選任における議会同意プロセス

平成26年3月1日現在の教育長の教育委員としての選任における議会同意のプロセスについては【図15】のとおりであり、都道府県・指定都市、市町村ともに、本会議又は委員会において候補者は出席せず、採決のみ行っている割合が最も多いものの、市町村においては、(候補者は出席しないものの)首長に対する質疑を行っている地方公共団体が約3割あった。

【図15】教育長の教育委員としての選任における議会同意のプロセス

新規





- ア. 本会議又は委員会において、候補者が所信表明を行った上で、それに対する質疑を行っている。
- イ. 本会議又は委員会において、候補者が所信表明のみを行っている。
- ウ. 本会議又は委員会において、首長に対し質疑を行っている。
- エ. 本会議又は委員会において、所信表明や質疑はなく、採決のみ行っている。
- オ. その他

※その他の例

- 首長に対する質疑を確認したが、質疑はなかった。その後、採決。
- 首長に対し質疑を行い、本人が所信表明を行った。

(3)教育委員の研修

教育委員は、地方公共団体の教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行にあたっては、不断の研鑽に努める必要がある。このため、教育委員に対する研修を積極的に進めていく必要がある。平成19年に改正された地教行法において、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の教育委員に対する研修を進めることとされており、教育委員に対する研修を一層充実していくことが求められる。

都道府県教育委員会が域内市町村の教育委員(教育長を含む。)を対象として開催した研修の回数は【表4】のとおりであり、県内の全市町村を対象とした研修は年間1.3回(平成24年度:1.3回)、県内の一部市町村を対象とした研修は年間1.7回(同:1.3回)となっている。また、自教育委員会の教育委員への研修の開催状況は【表5】のとおりであり、都道府県・指定都市で年間11.1回(平成24年度:7.1回)、市町村で年間4.9回(同:4.8回)となっている。

【表4】都道府県教育委員会が市町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修(年間開催回数)

都道府県内全市町村対象	都道府県内一部市町村対象
1.3	1.7

【表5】自教育委員会で行った教育委員に対する研修(年間開催回数)

都道府県·指定都市	市町村
11.1	4.9

(4)教育委員会と首長との連携

教育委員会は首長から独立した機関として地方教育行政を担っているが、首長も予算の執行など教育に関する事務の一部を担っている。また、予算編成や教育に関する条例案の提出の際には、首長は教育委員会の意見を聴かなければならないこととされている(地教行法第29条)。地方公共団体全体として安定した調和のある行政の実施のためには教育委員会と首長相互の適切な連携・協力が重要である。

①教育委員会と首長との意見交換会の実施

首長との意見交換会を実施している教育委員会は、都道府県・指定都市で567%(平成24年度年度: 59.7%)、市町村で36.7%(同:37.3%)となっている【表6】。教育委員と首長との意見交換の際に教育委員から積極的に首長に提案を行うなど、首長との更なる連携強化が望まれる。

【表6】教育委員会と首長との意見交換会の実施

前年比較追加

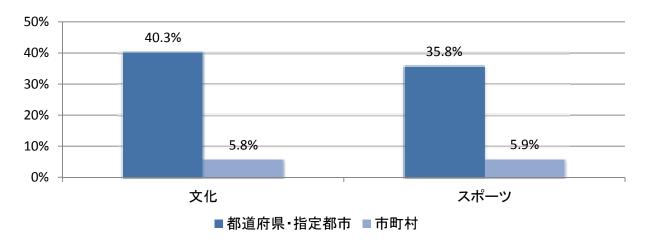
	実施なし	実施あり		
	大心なし	10	2回	3回~13回
都道府県·指定都市	43.3%	32.8%	13.4%	10.5%
1000 100	(40.3%)	(38.8%)	(9.0%)	(11.9%)
市町村	63.3%	28.0%	6.1%	2.6%
ነן ነ	(62.7%)	(28.1%)	(5.7%)	(3.4%)

^{※()}内は平成24年度間の数値。

②地教行法第24条の2の規定によるスポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化

平成19年に改正された地教行法では、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、スポーツ・文化に関する事務を首長が管理執行することができるようになった(地教行法第24条の2)。この規定に基づき、条例によりスポーツに関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で24(平成24年度:25)、市町村で102(同:91)、文化に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で27(平成24年度:28)、市町村で100(同:85)であり、その割合は【図16】のとおりである。

【図16】文化・スポーツに関する事務を首長が管理・執行している教育委員会



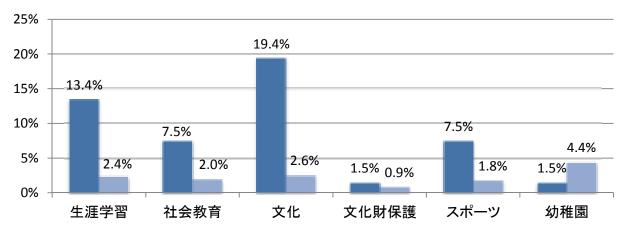
③教育委員会より首長部局への事務委任・補助執行の状況

教育委員会の所管する事務のうち、生涯学習・社会教育・文化・文化財保護・スポーツ・幼稚園の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行っている教育委員会の割合を【図17】のとおりである。

全体的な傾向として、都道府県・指定都市において、市町村と比較して事務委任・補助執行を行っている割合が高いことが読み取れる。

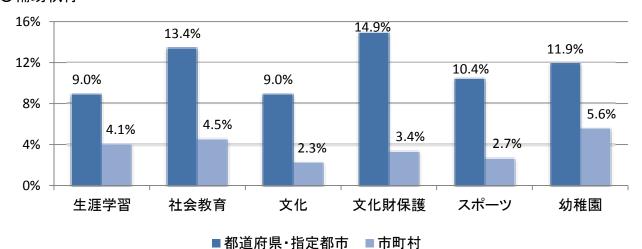
【図17】事務委任・補助執行の状況

〇事務委任



■都道府県・指定都市 ■市町村

〇補助執行



④都道府県の教育委員と域内市町村の教育委員との意見交換会の実施

平成25年度間に、都道府県の教育委員(教育長のみの場合を除く。)と域内市町村の教育委員(教育長のみの場合を除く。)との意見交換のための会合等を実施した都道府県は、域内全ての市町村を対象として行った割合は34.0%、域内市町村の一部を対象として行った割合は31.8%となっている【表7】。

前年なし

【表7】都道府県の教育	委員と域内市	町村の教育委員	との意見交	換会の	実施
			54541		

	実施なし		実施あり	
	天心なし	1回	2回	3回~22回
域内全ての市町村を対象	65.9%	23.4%	6.4%	4.3%
域内市町村の一部を対象	68.2%	13.6%	6.8%	11.4%

(5)教育委員会の事務処理体制

①市町村における事務の共同処理

平成19年に改正された地教行法では、市町村は、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており(地教行法第55条の2)、特に人口規模が小さい市町村の教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、近隣の市町村と共同して事務を管理・執行することも1つの方策である。

事務の共同処理を実施している市町村教育委員会の割合は【表8】のとおりとなっている。「近隣地方公共団体と協議会を設置」している教育委員会で共同処理している事務としては、障害のある児童生徒への就学指導に係る事務、教員の研修に係る事務、学校給食に係る事務、視聴学教育に係る事務などの例が多くみられ、「職員を共同で設置」している教育委員会では、指導主事を共同設置している例が多くみられた。さらに、「近隣地方公共団体への事務委託」を実施している教育委員会では、委託している事務として、児童生徒の就学に係る事務が多くみられた。

【表8】市町村(指定都市を含む。)における事務の共同処理

近隣地方公共団体と 協議会を設置	職員を共同設置	近隣地方公共団体へ 事務を委託	
12.7%	2.4%	5.4%	

(6)教育委員会の活動状況についての点検・評価

①点検・評価の実施状況

教育委員会が地域住民への説明責任を果たしていくためには、教育委員会自身がその活動について目標を設定し、その実施結果を評価していくことが重要である。平成19年に改正された地教行法では、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされた。また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることが規定された(地教行法第27条)。

平成25年度間においては、点検・評価を行っている教育委員会は、都道府県・指定都市では100% (平成24年度100%)となっているが、市町村では95.8%(平成24年度94.8%)にとどまっている【表 9】。

【表9】点検・評価の実施状況

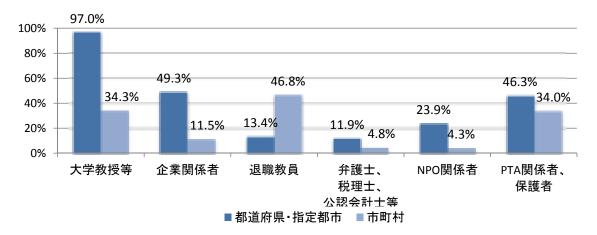
都道府県·指定都市	市町村	
100.0%	95.8%	

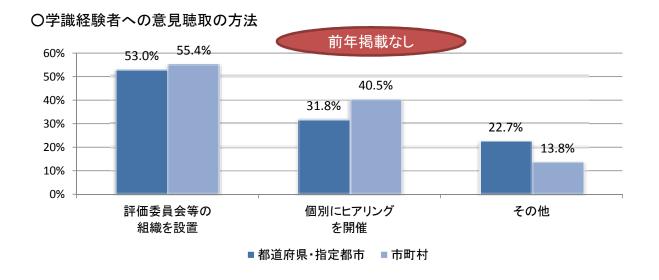
前年表掲載なし

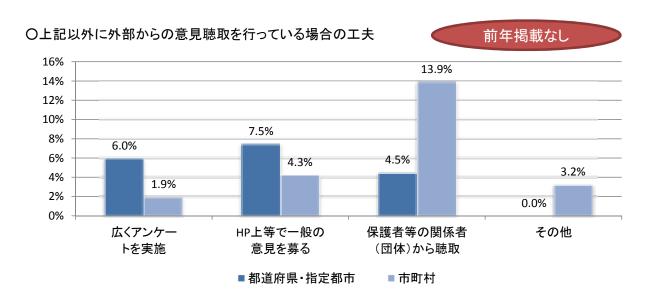
②学識経験者等の知見の活用状況

点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることが定められているが(地教行法第27条第2項)、どのような方の知見の活用を図ったのかをまとめたものが【図18】である。大学教授等、企業関係者、PTA関係者、保護者などから協力を得ている場合が多いようである。また、知見の活用に際しては、評価委員会等の組織を設置する、個別にヒアリング等を行う他、その他として書面による意見書を提出するなどの取組がなされている。

【図18】学識経験者の知見の活用状況





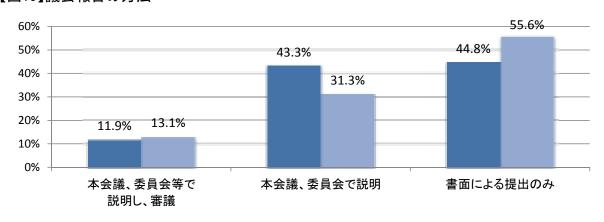


③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況

教育委員会は点検・評価の結果について議会に提出するとともに、一般に公表することとされている (地教行法第27条第1項)。議会報告の方法は【図19】のとおりとなっている。本会議や委員会等で説明したり、審議を行った教育委員会は、都道府県・指定都市で55.2%(平成24年度:56.7%)、市町村で44.4%(同:46.0%)となっている。

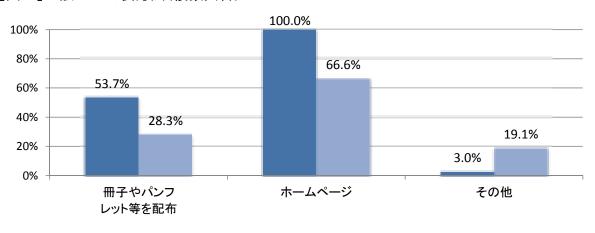
また、一般への公表方法は【図20】のとおりとなっており、ホームページの活用が多くを占めている。

【図19】議会報告の方法



■都道府県·指定都市 ■市町村

【図20】一般への公表方法(複数回答)



■都道府県·指定都市 ■ 市町村

(7)学校の裁量拡大

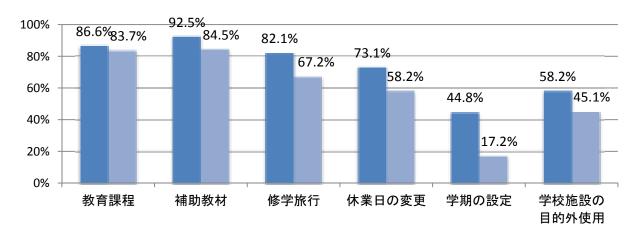
各学校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、地域の状況等に応じて、自主的・自律的な学校運営を行うためには、教育委員会が、教育委員会規則の改正や学校予算の配分方法の工夫などにより、学校の裁量を拡大することが求められる。

①学校管理規則の見直し状況

各学校において、教育課程の編成、副教材の使用、宿泊を伴う学校行事の決定、休業日の変更、学期の設定などを行う際に、許可あるいは承認による関与を行わない教育委員会の割合は【図21】のとおりである。

これらについて、平成10年度の状況と比較してみると、【表9】のとおりとなっている。この15年間で 学校の裁量が大幅に拡大したことが分かる。

【図21】学校管理規則で、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わないこととしている教育委員会の割合



■都道府県·指定都市 ■ 市町村

【表9】

		教育 課程	補助 教材	修学 旅行	休業日 の変更	学期の 設定
都道府県 指定都市	10年度	55.0%	68.3%	38.3%	30.0%	10.0%
	当年度	86.6%	92.5%	82.1%	73.1%	44.8%
市町村	10年度	47.5%	42.2%	27.0%	21.3%	16.1%
	当年度	83.7%	84.5%	67.2%	58.2%	17.2%

②学校裁量予算についての取組状況

学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入したり、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置したりするなどの取組を行う教育委員会の状況は【図22】のとおりとなっており、予算面においても学校の裁量を拡大する取組が行われている。

【図22】学校裁量予算を導入している教育委員会の割合

